

# 大津市 (商工労働政策課・地域ビジネス支援室)

## 主な事業のご紹介 Main Works

### 【地域ビジネス支援室の紹介】

地域ビジネス支援室では、商品・技術開発、商品化、販路開拓、経営相談など市内企業の皆様の様々なご相談に企業支援の専門家がお応えします。

大津市役所別館3階・商工労働政策課内にあります。お気軽にお越し下さい。  
問い合わせ先:077-528-2754(直通)



### 【産業化支援統括コーディネーター】

廣田光政(ひろた みつまさ)  
— 中小企業診断士 —  
専門分野: 経営・販路開拓

### 【中小企業マネージャー】

相談内容・支援案件ごとに適切な専門家を派遣するよう調整します。

## 産業化支援コーディネーター派遣事業 Coordinator

### 【大津市産業化支援コーディネーター】

技術や経営指導に長けたコーディネーターが皆様の会社を訪問し、オーダーメイドでの支援をいたします。新技術や新製品の開発、商品化、販路開拓にいたる産業化工程の全般にわたって相談に応じます。



大石孝太郎【医療・経営】



西岡孝幸【創業・経営】



筒井長徳【電子部品・材料】



松島明男【経営・機械】



寺尾紀彦【WEBマーケティング】



西村剛史【労務】

## 企業立地促進助成制度のご案内 Assist System

### 【大規模工場等建設助成金】

市内における工場等を新設及び増改築する場合  
助成額: 建物に賦課される事業所税資産割相当額  
(@600×床面積) 5年間 対象: 製造業

### 【工場等建設助成金】

市内における工場等を新設及び増改築する場合  
助成額: 建物に賦課される固定資産税・都市計画税の一部 1~2年目: 全額 3~5年目: 1/2  
対象: 製造業 条件: 投下固定資産額一大企業2億円以上 中小企業5千万円以上

### 【インキュベーション施設発立地促進助成金】

公共的団体等が設置、または大学敷地に設置された貸研究室機能を主体とした企業育成施設で、市内に事務所を賃借する場合

助成額: 事務所の賃借料(月額@700×賃借床面積)  
3年間

限度額: 1年度につき事業所賃借料の年額の2分の1相当額で下記のとおり

- ①工場又は研究開発の機能を主とするインキュベーション施設・・・100万円/年
  - ②①以外のインキュベーション施設・・・30万円/年
- 対象: 特に業種は問いません

※その他、大学インキュベーション施設を賃借して産学連携共同研究に取り組む場合に、賃借料の一部を補助する「インキュベーション施設賃借料補助制度」もあります。

## 部局データ Data

〒520-8575 大津市御陵町3番1号 大津市産業観光部商工労働政策課  
産業化支援コーディネーター派遣事業に関すること: 産業振興グループ  
企業立地促進助成制度に関すること: 工業・労政グループ

TEL: 077-528-2754・2755 FAX: 077-523-4053

e-mail: [otsu1601@city.otsu.lg.jp](mailto:otsu1601@city.otsu.lg.jp) URL: <http://www.city.otsu.lg.jp/>